

沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）案の概要

I 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

2 計画の位置づけ

沖縄県犯罪被害者等支援条例第9条に基づく計画であり、県が実施する具体的施策を体系的に整理し、定める。

3 計画期間

令和5年度～令和9年度（5カ年）

4 計画の推進体制

庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を推進する。

5 実施状況の公表、検証

毎年度、実施状況を公表し、沖縄県犯罪被害者等支援審議会において検証を行う。

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

1 犯罪等の状況

県内における刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少している。

2 犯罪被害等に関する相談の状況

県や民間支援団体における相談件数は年ごとに差はあるものの増加傾向にある。

3 犯罪被害者等の置かれた状況

犯罪被害者やその家族は、生命・財産を奪われるといった直接的な被害を受けるほか、心身の不調や生活上の問題、周囲の人の言動等による精神的苦痛などの二次的被害も一層重大な被害となる場合がある。

本県は、島しょ県としての地理的特性により移動等に伴う負担が生じているほか、米軍基地の存在により米軍人等による事件・事故が発生する等の特殊事情を抱えている。

第3章 計画の基本的な方向

1 基本目標・目指す姿

社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

2 基本理念

- 個人としての尊厳を重んじ、社会全体で推進
- 適切な支援と二次的被害防止の配慮
- 途切れのない支援

3 基本方針・施策の柱

基本方針1：損害の回復及び経済的負担の軽減

基本方針2：精神的・身体的被害の回復

基本方針3：再被害・二次的被害の防止

基本方針4：県民、事業者の理解の促進

基本方針5：民間支援団体・支援従事者の育成・支援

基本方針6：連携協力体制の整備

II 各論（施策の展開）

